尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、栃木、群馬、福島、新潟の4県を移動するニホンジカの日光利根地域個 体群等の分布地域において、関係機関・団体が広域的に連携し、適切な個体群の管 理及びその他の必要な対策を実施することにより、尾瀬国立公園及び日光国立公園 の貴重な湿原、森林、高山生態系等に及ぼす影響を低減又は排除することを目的と する。

(構成員)

第3条 本会は、別表に掲げる関係行政機関・団体により構成される。

(活動)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。
 - ① 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針(以下「シカ対策方針」という)の策定及び見直しに関すること。
 - ② シカ対策方針に基づく実施計画の策定及び見直しに関すること。
 - ③ 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関すること。
 - ④ 実施計画に基づく対策の実施に係る調整に関すること。
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事項。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東地方環境事務所次長とする。

(有識者)

第6条 議長は、有識者を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、関東地方環境事務所に置く。

(ワーキンググループ)

- 第9条 本会の活動に関して専門的な助言や検討のため、ワーキンググループを置くこと が出来る。
 - 2. ワーキンググループは、事務局が必要と認めたとき招集する。

付則 この要綱は令和元年8月13日から有効とする。付則 この要綱は令和2年1月22日に改正される。

尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会 構成員

| | 所属 | 役職 |
|----|--|------------|
| 1 | 関東地方環境事務所 | 次長 |
| 2 | 林野庁 関東森林管理局 計画保全部 保全課 | 課長 |
| 3 | 福島県 生活環境部 環境共生総室 自然保護課 | 課長 |
| 4 | 福島県教育庁 文化財課 | 課長 |
| 5 | 群馬県 森林環境部 自然環境課 | 課長 |
| 6 | 群馬県教育委員会 文化財保護課 | 課長 |
| 7 | 新潟県 県民生活・環境部 環境企画課 | 課長 |
| 8 | 新潟県教育庁 文化行政課 | 課長 |
| 9 | 栃木県 環境森林部 自然環境課 | 課長 |
| 10 | 栃木県 県西環境森林事務所 環境企画課 | 課長 |
| 11 | 南会津町 環境水道課 | 課長 |
| 12 | 檜枝岐村 産業建設課 | 課長 |
| 13 | 片品村 農林建設課 | 課長 |
| 14 | 魚沼市 生活環境課 | 課長 |
| 15 | 日光市 農林課 | 課長 |
| 16 | 東京電力HD株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループ | グループマネージャー |
| 17 | 尾瀬山小屋組合 | 組合長 |
| 18 | 公益財団法人 尾瀬保護財団 | 局長 |

| 【事務局】 | |
|-----------|--|
| 関東地方環境事務所 | |